

下水道使用料一覧表（令和元年10月1日）

	区分	使用料（消費税込み）			
		基本水量	基本料金	超過水量 （1 m ³ につき）	
水道使用の場合	一般汚水	5 m ³ まで	660 円		
		5 m ³ を超え 10 m ³ まで	1,100 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	121 円
				20 m ³ を超え 30 m ³ まで	132 円
				30 m ³ を超え 50 m ³ まで	154 円
				50 m ³ を超え 100 m ³ まで	176 円
		100 m ³ を超えるもの	198 円		
	湯屋汚水	1 m ³ 当たり 27.5 円			

	区分	使用料（消費税込み）
井戸水合使用の場合	一般家庭	3人まで1人8 m ³ 、4人目から1人4 m ³ を加算し、水道使用による一般汚水の使用区分により算出した金額
	営業用汚水	量水器による実測水量を水道使用による一般汚水の使用区分により算出した金額
	湯屋汚水	1 m ³ 当たり 27.5 円
水道の・場合井戸併	一般家庭	3人まで1人4 m ³ 、4人目から1人2 m ³ を水道使用水量に加算し、水道使用による一般汚水の使用区分により算出した金額
	営業用汚水	水道使用水量と量水器による実測水量を加算し、水道使用による一般汚水の使用区分により算出した金額
	湯屋汚水	水道使用水量と実測水量を加算 ・ 1 m ³ 当たり 27.5 円

※令和元年9月30日以前の使用期間を含む場合は旧税率（8%）が適用されます。

※井戸水使用の方は、人数等の変更があった場合はご連絡ください。